

埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名表

【議案】

予算

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	補正前 2,245,989,458千円 補正額 96,881千円 補正後 2,246,086,339千円 対当初比 101.6%
2 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	補正前 2,797,583千円 補正額 0千円（債務負担行為） 補正後 2,797,583千円 対当初比 100.0%
3 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	補正前 91,269,113千円 補正額 0千円（債務負担行為） 補正後 91,269,113千円 対当初比 100.0%
4 令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）	補正前 8,286,939千円 補正額 487,805千円 補正後 8,774,744千円 対当初比 105.9%

条例

案件名	概要
<p>1 知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 処理する市町村が拡大する事務 7事務 (例) 屋外広告物の許可等 新たに蕨市へ移譲</p> <p>(2) 移譲を行う事務範囲の拡大 2事務 (例) 特定非営利活動法人の設立認証等 加須市他4市</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>
<p>2 埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部 を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>1 趣 旨 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターに統合等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う事務の追加 (例) 困難な問題を抱える女性への相談支援、自立支援の実施</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>(2) 附則で廃止する条例 埼玉県婦人相談センター条例</p>

案件名	概要
<p>3 新 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>1 趣 旨 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容 (1) 設備の基準 (例) 事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室等を設けなければならない</p> <p>(2) 運営の基準 (例) 職員による入所者又はその家族の秘密漏えい禁止</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>(2) 附則で廃止する条例 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>4 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【危機管理防災部】</p>	<p>1 趣 旨 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、認定高度保安実施者が行う高圧ガス保安法に基づく完成検査に合格した貯蔵施設等について、液化石油ガスの貯蔵施設等の設置又は変更の完成検査手数料の額を定めるための改正</p> <p>2 内 容 液化石油ガスの貯蔵施設等の設置又は変更の完成検査手数料 (認定高度保安実施者が行う高圧ガス保安法に基づく完成検査に合格している場合) 1施設当たり5,800円</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

和解

案件名	概要
<p>1 和解することについて</p> <p>【環境部】</p>	<p>原子力損害賠償紛争解決センター令和3年（東）第245号事件に関して和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事 件 名 原子力損害賠償紛争解決センター令和3年（東）第245号事件</p> <p>2 事件の概要 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害について、県から東京電力ホールディングス株式会社を被申立人として、令和3年2月26日原子力損害賠償紛争解決センターに当該損害に係る紛争の和解を仲介する申立てをしていたもの</p> <p>3 和解の概要 相手方は、県に対し、和解金として金58,746,941円を支払う</p>

事件議決

案件名	概要
<p>1 当せん金付証券の発売について</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>公共事業等の費用の財源に充てるため、令和6年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売金額の範囲について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>令和6年度発売限度額 420億円（前年度 420億円）</p>
<p>2 指定管理者の指定について（埼玉県県民活動総合センター）</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>埼玉県県民活動総合センターの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益財団法人いきいき埼玉（埼玉県北足立郡伊奈町）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>3 指定管理者の指定について（埼玉県立児童養護施設いわつき）</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>埼玉県立児童養護施設いわつきの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（埼玉県比企郡嵐山町）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>

案件名	概要
<p>4 指定管理者の指定について（埼玉県産業文化センター）</p> <p style="text-align: center;">【産業労働部】</p>	<p>埼玉県産業文化センターの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益財団法人埼玉県産業文化センター（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 随意</p>
<p>5 指定管理者の指定について（埼玉県種苗センター）</p> <p style="text-align: center;">【農林部】</p>	<p>埼玉県種苗センターの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益社団法人埼玉県農林公社（埼玉県行田市）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 随意</p>
<p>6 指定管理者の指定について（さいたまスーパーアリーナ）</p> <p style="text-align: center;">【都市整備部】</p>	<p>さいたまスーパーアリーナの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 株式会社さいたまアリーナ（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 随意</p>

案件名	概要
<p>7 指定管理者の指定について（こども動物自然公園）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>こども動物自然公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>8 指定管理者の指定について（熊谷スポーツ文化公園）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>熊谷スポーツ文化公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>9 指定管理者の指定について（さいたま文学館）</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>さいたま文学館の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス（東京都千代田区）</p> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>

案件名	概要
<p>10 荒川左岸北部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>荒川左岸北部流域下水道の維持管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市 熊谷市ほか4市</p> <p>2 負担額 各市の排水汚水量に1.0立方メートル当たり46円を乗じて得た額</p>
<p>11 利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 本庄市ほか3町</p> <p>2 負担額 各市町の排水汚水量に1.0立方メートル当たり105円を乗じて得た額 ただし、令和7年度までには99円</p>

【報告】

地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>【総務部】</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した ことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年10月23日</p> <p>2 専決処分理由 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 同法の適用規定 「第243条の2の2」 → 「第243条の2の8」等</p> <p>4 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>2 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>【総務部】</p>	<p>公務員の職務に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した ことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年11月6日</p> <p>2 専決処分理由 公務員の職務に係る損害賠償額の決定のため</p> <p>3 相手方 コフジ物流株式会社 代表取締役 堂坂 佳延</p> <p>4 事案の概要 令和5年10月11日、狭山市内の路上において、県職員が軽油の抜き取り調査を実施した際、過失により 相手方が所有するトラックの燃料タンクとは別のタンクに軽油を入れたことにより、別のタンク等の交換が必 要となったもの</p> <p>5 損害賠償額 162,197円</p>

案件名	概要
<p>3 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>退職手当の未払いに係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した ことについて、同条第2項の規定に基づき議会で報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年10月31日 2 専決処分理由 退職手当の未払いに係る損害賠償額の決定のため 3 相手方 退職した職員（1名） 4 事案の概要 埼玉県を退職した相手方について、確認が不十分であったため、退職手当を支給せずに遅延損害金を生じさせたもの 5 損害賠償額 2,181円
<p>4 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>退職手当の未払いに係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した ことについて、同条第2項の規定に基づき議会で報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年10月31日 2 専決処分理由 退職手当の未払いに係る損害賠償額の決定のため 3 相手方 退職した職員（1名） 4 事案の概要 埼玉県を退職後、翌日から埼玉県以外の地方公共団体の職員となった相手方について、当該地方公共団体に おいて埼玉県における勤続期間を通算した退職手当が支給されるものと誤認したことにより、退職手当を支 給せずに遅延損害金を生じさせたもの 5 損害賠償額 17,555円

審査請求の却下に関する報告

案件名	概要
<p>1 審査請求の却下に関する報告</p> <p>【都市整備部】</p>	<p>公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求を却下したことについて、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき議会に提出するもの</p> <p>1 審査請求の概要</p> <p>しらこぼと公園において水着撮影会を開催予定であった主催者に対して、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が令和5年6月11日付で行った行為許可申請に係る不許可処分の取消しを、当該水着撮影会への参加の機会を奪われたと主張する者が求めているもの</p> <p>2 却下した理由</p> <p>審査請求人は、行政不服審査法第2条に規定する行政庁の処分に不服がある者と認められず、同法第45条第1項の審査請求が不適法である場合に該当するため</p>

年次報告

案件名	概要
1 環境の状況に関する年次報告 【環境部】	令和4年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、埼玉県環境基本条例第8条の規定に基づき議会に報告するもの